

令和5年度事業計画書

実施方針

近年、我が国の周辺諸国においては、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、口蹄疫、アフリカ豚熱 (ASF) の感染拡大等、重要な人獣共通感染症や家畜伝染病が継続的に発生しており、越境性感染症が侵入し、大規模に発生する可能性が依然として高い。

また、動物からヒトへの感染事例が報告されている重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)、薬剤耐性 (AMR) 問題が国際的にも注目されている状況にある。

このような中、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全にまた、安全・安心な社会の実現につながる。」(One World One Health) の活動理念に基づき、人と動物の健康増進を図っていくことが一層重要になっている。

獣医技術の発展は目覚ましいものがあり、また飼養者の動物愛護に対する認識も深まっていることから、我々獣医師は常に技術の研鑽と獣医師道の高揚に努め、併せて会員相互の連携を図り、組織の充実と公益目的事業の推進のため、次の事業を重点的に実施する。

公益目的事業 人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

1. 公衆衛生推進事業

狂犬病は、主に狂犬病に罹患した犬等に咬まれることにより感染し、発症するとほぼ100%死亡する人獣共通感染症であり、世界中で毎年約 55,000 人以上が狂犬病により死亡している。

わが国では、1957 年以降の発生は確認されていないが、グローバル化が進んでいる現在、常に狂犬病の侵入が懸念されている。狂犬病の発生予防のため、狂犬病予防法により、所有者には生後 91 日以上の子犬に狂犬病の予防注射を受けさせることを義務付けている。

本会では、平成 24 年 4 月に狂犬病予防注射に関する協定を市町村と締結し、集合注射が円滑に推進するよう努めている。

また、狂犬病予防注射担当獣医師等に対し、事業推進会議と研修会を開催する。

- (1) 狂犬病予防注射事業の推進
- (2) 人獣共通感染症対策への協力と啓発活動

2. 学校飼育動物愛護支援事業

幼稚園、小学校等で飼養されている動物が疾病等により、動物病院で診察・治療を受けた場合、動物病院に対し診療に要した経費の一部を助成する。

3. 野生動物救護支援事業

傷病、負傷している野生動物について、県民・行政機関等から動物病院 (ER ドクター) に搬入され応急処置等を受けた場合、動物病院に対し診療に要した経費の一部を助成する。

4. 身体障がい者補助犬愛護支援事業

身体障がい者が飼養する公認の補助犬に対する狂犬病予防ワクチン接種に係る注射料金を助成する。

5. 犬猫愛護支援事業

福島県及び中核市が譲渡した犬猫、並びに一般個人が飼養していることがあきらかな犬猫（販売用の犬猫を除く）を対象に適正に飼養するための一助として不妊去勢手術及びマイクロチップ装着に係る登録（AIPO）を実施した場合、その費用の一部を助成する。

6. 動物愛護週間事業の開催等

動物愛護に関するイベント、動物の適正飼養管理に関する講習、動物の慰霊に関する催し等を開催して動物愛護思想の普及啓発に資する。

7. 被災動物救護支援事業

大規模災害発生時に、被災動物の治療、飼養が困難となった動物の一時預かりや、福島県動物救護本部による動物救護活動等を行う。

また、災害時の動物救護活動等の訓練として福島県総合防災訓練等に参加する。

8. 獣医学術普及向上に関する事業

(1) 講習会研修会等の開催

獣医師が携わる業務は、産業動物関係・獣医公衆衛生関係・小動物関係に大別され、それぞれの業務に従事する者が日常の業務を通して調査研究した事例について、関係機関が開催する学会、研修会等に発表するとともに参加する。

また、獣医技術は目覚ましく発展しているため、新たな知識・技術を習得するため、県内外の獣医師等を対象に講習会等を開催する。

ア 産業動物・獣医公衆衛生・小動物等各分野に関する講習会・研修会の開催と参加

イ 東北地区獣医師大会・獣医学術東北地区学会・獣医学術学会年次大会への参加

ウ 関係団体が開催する発表会・研修会等への参加及び協力

(2) 広報等事業

公益法人として、公益目的事業活動の内容を県民及び獣医師に向け広く広報するとともに、公益目的事業の充実・推進を図る。

ア 福島県獣医師会会報の発行（年3回）

イ ホームページの充実及び活用

9. 畜産振興対策等事業への協力

本県畜産業の発展に関して、家畜の伝染病・各種疾病による損耗防止対策が重要であることから、県、関係団体が実施する事業に積極的に協力する。

(1) 家畜防疫事業及び自衛防疫事業推進への協力

(2) 畜産関係団体が実施する事業への協力